

ビルマ

民主主義・人権・労働局

2009 年度信仰の自由に関する国際報告

2009 年 10 月 26 日

極めて抑圧的で、独裁的な軍事政権が、1962 年以来この國を支配してきた。2008 年 5 月に、政府は全国で行われた国民投票において、投票者が新しい憲法草案を承認したと発表した。民主主義の活動家や国際社会は、この国民投票をひどい欠陥のあるものとしてあまねく批判した。新憲法は信仰の自由について規定はしている。しかし、それはまた広い範囲の例外を認めており、それにより政権は恣意的に、これらの権利を制限することができるのである。官憲は全般的には、登録済みの宗教グループの信奉者の大部分が希望通り礼拝することを認めているものの、政府は一定の宗教活動に制限を課し、往々にして信仰の自由の権利の扱い方はひどいものだった。

報告期間中、政府の信仰の自由に対するお粗末な尊重度に変わりはなかった。宗教活動と宗教団体は、表現、結社、集会の自由に対する制限を受けた。政府は引き続き、宗教団体を含めた実質的に全ての団体の会合と活動を監視した。人権と政治的自由を推進しようとする仏僧の努力に、引き続き組織的な制限を加えた。2007 年 9 月の民主化デモに続く激しい弾圧のなかで逮捕された仏僧の多くは、著名な活動家の U Gambira を含め、投獄されたままで、長期刑に服している。政府は又、特に少数民族のなかで、他の宗教より小乗仏教の普及を積極的に推進した。キリスト教徒やイスラム教徒のグループは依然として、現存の礼拝所の修築、または新礼拝所の建築の許可の取得のために苦労した。政権は引き続きイスラム教徒の活動を厳重に監視した。他の非仏教徒の少数派グループに対する礼拝の制限も続いた。非仏教徒に対する改宗の強制については新しい報告はなかったが、政府は学生と低収入の若者に対して仏教に改宗するように圧力をかけた。一般的に、仏教への忠実または仏教への改宗が政府と軍の上層への昇進の必要条件である。

報告期間中、仏教徒の多数派とキリスト教徒、イスラム教徒の少数派の間には社会的緊張が続いた。その多くがイスラム教徒の、南アジア出身の国民に対しては広い偏見が存在した。表だった宗教的偏見は少なかったものの、仏教に対する事実上の優先は無くならなかった。

合衆国政府は、政府官吏、宗教的指導者、一般市民、学者、他国政府の外交官、国際ビジネスと海外メディアの代表を含め、社会の全ての部門の自由を支持した。大使館の代表は地元の非政府団体（NGO）や宗教的指導者に対して支援を提供し、孤立した人権擁護の非

政府団体や宗教的指導者に対して情報交換のパイプ役を果たした。1999 年以降、合衆国国務長官は、特に信仰の自由の強い侵害に対して、信仰の自由に関する国際法に基づいてビルマを「特別な憂慮の対象国」に指定してきた。合衆国政府は同国に対し人権侵害の嫌で多くの制裁を行っている。2008 年 7 月の Tom Lantos Block のビルマ反民主主義的活動制裁（JADE）法の通過と署名による成立は、これらの制裁を更に強化するものであった。

第 1 章 宗教的人口統計学

当国は 261,970 平方マイルの面積と国際通貨基金が 5,000 万人と推定する人口を有している。大多数の者が、小乗仏教の教えを奉じているが、実際には、通俗なビルマ仏教が天文学、教霊術、占い、仏教伝来以前の "nats" と呼ばれる土着の神々の崇拝と共存している。仏僧は、見習い僧を含めて 400,000 人以上を数え、衣服と日々の食べ物の寄進を含め、物質的な必要物を俗人に依存している。当国には尼僧はずっと少ない。少数派宗教グループには、クリスチャン（主として、バプティスト教徒、ローマカトリック教徒、英国国教徒、その他いくつかの少数のプロテスト宗徒）、イスラム教徒(大部分スンニ派)、ヒンズー教徒、および伝統的な中国および土着の宗教の実践者である。公式的な統計によれば、人口の 90% に近い者が仏教を、4% がキリスト教を、4% がイスラム教を信奉しているという。この統計は、ほとんど確実に人口の非仏教人口を低く見積もっている。無所属の研究者はイスラム教徒の人口を 6% から 10% の間としている。ラングーンの小さいユダヤ教のグループはシナゴグを有しているが、居住者のラビはおらず、一定の宗教儀式に必要な定足数である、ミニヤンを構成する現住信徒に不足している。

当国は、人種的にみて多種多様であり、民族と宗教の間にはいくらかの相互関係が存在する。小乗仏教は多数派のビルマ族グループと東部、西部、および南部の少数民族、Shan、Arakan、Mon 族の中で支配的な宗教である。キリスト教は北部の Kachin 族グループと西部の Chin 族、Naga 族の民族グループの間で支配的な宗教であるが、彼等の中には引き続き伝統的な土着宗教を信奉している者もある。プロテスタント・グループは Chin 州の精霊信仰社会の間で急速に増加していると報告している。キリスト教はまた、南部と東部の Karen と Karenni の民族グループの間でも広く信奉されている。しかし Karen 族と Karenni 族の多くは仏教徒であり、Karen 族には回教徒もいる。主要都市と中央部の南部に集中しているインド起源のビルマ市民は、大部分はヒンズー教を信奉しているが、民族的にインド人である者の中にはキリスト教徒もいる。イスラム教は、Rakhine 州で広く実践されており、同州ではイスラム教は Rohingya 少数民族の主な宗教となっており、またラングーン、Irrawaddy, Magwe, Mandalay 管区でも広く実践されており、これらの地方ではビルマ族、インド人、Bengal 族でイスラム教を実践している者がいる。

中国の少数民族は一般的に伝統的な中国の宗教を信奉している。高地地域の少数民族グループでは伝統的な土着信仰が広く信奉されている。これらの土着信仰に由来する慣習が特に農村地域において民衆の仏教儀式の中で生き続けている。

第 II 章 信仰の自由の尊重に対する政府の状況

法的政策的枠組

極めて独裁的な軍事政権が 1962 年以来当国を支配してきた。1948 年の独立以来、少数民族の地域の多くは政府に対する武装抵抗の基盤の役目を果たしてきた。政府は 1989 年以降、武装民族グループの大部分と休戦協定の締結を交渉してきたが、Shan 族、Karen 族および Karenni 族の活発な反乱行為は止まなかった。代々の民政と軍政は、信仰の自由を、国家統一または中央官憲への関知される脅威との関連で考える傾向があった。

現在の軍事政府、国家平和開発評議会（SPDC）は、1988 年以降憲法や議会なしで統治を行ってきた。2008 年 5 月には、政府は全国的な国民投票で政府の憲法草案が 92 パーセントの賛成票で承認されたと発表した。憲法によれば、SPDC が引き続き、予定されている 2010 年の選挙後しばらくして召集されるまで、国家主権を行使することになっている。国民投票に適用される法律は、国民と大部分の少数民族が投票権を有す、と述べている。しかし、聖職者と、政治犯を含め、刑期に服している個人は法律から除外されている。

多くの外交的監視者と人権団体は、国民投票の公正さと透明度の欠如を批判し、投票結果の有効性を疑問視している。

新憲法は信仰の自由について規定している。しかし、憲法はまた、政権が「公共秩序、道徳、保健、その他の憲法の規定によって」これらの権利に制限を加えることが出来るような広い範囲の例外をみとめているのである。憲法は、「国民の大多数が信奉する信仰としての仏教の特別な地位」を認めるが、また、同国に「存在する」宗教として、キリスト教、イスラム教、ヒンズー教、及びアニミズムを認めている。憲法は、政府が「政府がみとめる宗教に援助を与え、保護する」ものとする述べている。

憲法は宗教を根拠とした差別を禁止している。一般的にいて、認められている宗教グループの信奉者の大部分は選択した通りの礼拝を行うことを認められている。しかし、政府は一定の宗教活動に制限を課し、信仰の自由の権利の扱い方がひどい。憲法は自由の侵害に対する救済の請求権を保護しているが、当該請求の方法については特に述べていない。その上に、差別を禁止する法律は北部 Rakhine 州の無国籍のイスラム教徒の Rohingya 族の

ような、1982 年の国籍法で正式に認められていない民族グループには適用されないのである。

加うるに、憲法は「政治目的による宗教のひどい扱い」を禁止しており、不和を促進するような行為は法によって処罰できると断言している。憲法は聖職者が公職に立候補することを禁止している。ビルマ法は政治目体による宗教の「誹謗」を犯罪視している。政権は普通宗教的・政治的直接行動主義への関与者を狙うのに電子取引法、移民法、非合法結社法等の非宗教法を使用してきた。

同国には正式な国教はないが、代々の軍事政府と民政は小乗仏教を支援し、それと顕著な関わりをもってきた。1961 年には、仏教を国教としようとした政府の推進は宗教的少数派の全国的な抗議によって失敗した。実際には、公式の宣伝と、僧院やパゴダへの寄進や農村地域の、仏教学校における教育の奨励や、仏教の伝道活動の支援等、國の後援活動を通じて政府は引き続き小乗仏教をひいきしている。軍務、公務内での昇進も仏教の信奉者のために予約されている。宗務省には Sasana（仏教の教え）の促進と宣伝のための強力な部局がある。

国家の管理するニュースメディアはしばしば政府の官吏や家族員が仏僧に敬意を表し、パゴダに寄進し、パゴダの開設、改善、修復、維持のための儀式を執り行い、全国の寺院の建築と刷新のために、表向きには自発的な金銭、食料、無償の労働の、「民衆の寄進」のまとめ役を行っている姿を描写している。国有の新聞は、日常的に仏典を引用した一面の全段抜きの見出しスローガンを掲げている。政府は仏教の教えを説いた書籍を発行している。

政府は組織を管理し、仏僧（Sangha）の活動や表現に制限を加えている。もともと、仏僧のなかにはそのような管理に抵抗した者もある。1990 年の Sangha 団体法に基づいて、政府は國が承認した、9 つの教団以外の仏僧の組織を禁止した。この禁止の違反は、即時の特権剥奪と刑罰によって処罰される。9 つの承認された教団は、僧侶が委員を非間接的に選挙する、国家僧侶調整委員会（"Sangha Maha Nayaka 委員会" または SMNC）の権威に従う。

宗務省の Sasana の永続化と宣伝のための局は、政府と仏僧や仏教学校の間を監督している。政府は引き続き SMNC の権限のもとで仏僧を訓練するラングーンと Mandalay の 2 つの国立 Sangha 大学に資金を提供している。1998 年に開設した、國が資金提供する、ラングーンの国際 Theravada 仏教伝道大学（ITBMU）は、「世界の人々とビルマ国の仏教に対する知識を分かち合う」という明示された目的をもつものである。

仏教の教義は引き続き、政府が運営する小学校のすべてで、國の義務づける教科課程の一部である。これらの学校の生徒は仏教教育への不参加を選択することは可能であり、時には選択することもあるが、すべての者が日々仏教徒の祈りを朗唱することを求められる。イスラム教の学生には、この朗唱の間、教室から出ることを認められる者もあるが、学校によっては非仏教徒も祈りの朗唱を強制されることもある。

公休日には、多くの仏教の聖日と少数のキリスト教、ヒンズー教、イスラム教の宗教上の休日が含まれている。政府は国定休日として次のような宗教上の休日を祝っている。

Tabaung の満月日、4 日間の Thingyan（水祭り）、仏教の新年、Kason の満月日、Waso の満月日、Thadinkyut の満月日、Tazaungmone の満月日、クリスマス、Idul Alhwaha、および Deepa Vali である。

1960 年代以来、キリスト教とイスラム教のグループには宗教文書の輸入は困難であった。宗教、非宗教の全ての刊行物は依然管理と検閲の対象である。土着の言語への聖書の翻訳の輸入は違法である。当局者は、たまには政府の検閲者の事前許可なしにコーランを含めた、限られた量の土着語の宗教的資料(私的使用に限るとの注付きのもの)の国内での印刷または複写を認めることがあった。

宗教、非宗教にかかわらず、全ての団体が政府に登録しなければならない。宗教団体は宗務省の認可を受けて、内務省に登録する。政府の指令は「真の」宗教団体を公的な登録から除外している。しかし、実際には、登録団体だけが、資産の売買や、銀行口座の開設が出来る。この必要条件によって、大部分の宗教団体は登録を申請する。また、登録済みの宗教グループの指導者には、非登録団体の指導者に比してより大きな旅行の自由がある。

政府は非仏教の聖職者による布教を妨げてきた。この制限はいくつかのキリスト教宗派とイスラム教を含めた伝道宗教に最も影響した。政府は、1960 年代の中頃に、殆ど全ての外国伝道者を追放し、殆ど全ての私立学校と病院を国有化したが、それ以来一般的に外国の恒久的な布教団体の同国内での活動を認めてこなかった。政府がこれらの広範な没収に関連してなんらかの賠償金を支払ったことは知られていない。国民や永住者は政府の発行する国家登録票（NRC）の携帯を求められたが、この登録票にはしばしば所属宗教団体と民族が記されていた。人の宗教を身分証明カードに表示するかどうかに適用される統一した基準は存在しないように思えた。国民は又旅券のような書類に対する一定の正式申請用紙に宗教を記入することを求められた。もっとも、旅券自体は所有者の宗教を表示していない。

信仰の自由に対する制限

政府が実施した信仰の自由に対する現存の法的制限は選択的なものであった。報告期間中に SPDC は引き続き命令によって統治を行い、宗教、人種、性、障害、言語、社会的地位に関する憲法、または法の規定によって縛られることがなかった。宗教活動や宗教団体は、表現と結社の自由に対する制限を受けた。政府の浸透した国内保安機構は、実質的にすべての団体の会合と活動に対する潜入と監視を通じて、集団と個人の礼拝に対して事実上の制限を課した。政府は宗教的な刊行物を含めた全てのメディアと、時には説教を、管理と検閲の対象とした。政府は時には宗教グループの会合を妨害することもあった。

国有のメディアの報告によれば、参加がしばしば強制される政府後援の大衆団体である、連邦連帯発展協会(USDA)は数百万の人が出席する仏教文化に関するコースを開催したという。この主張を自主的に実証することは出来なかった。

Chin 州の協会はしばしば、宗教的儀式の開催に対する許可の申請を 2, 3 ヶ月以前に行わなければならないかった。もっとも官憲はこれらの申請を普通は許可したが。

官憲はしばしば伝統的なキリスト教、イスラム教の休日を祝う会合の申請への認可を拒否し、一箇所に集まれるイスラム教徒の数を制限した。例えば、ラングーン周辺の衛星都市では、イスラム教徒は、主要なイスラム教の休日期間中の礼拝と宗教訓練をうけるためにだけ、集まることを認められた。

政府は引き続き少数宗教グループの会員に対する差別をつづけ、教育活動、宣教、教会とモスクの修復と建築に制限を加えた。

政府は引き続き地域によってキリスト教の聖職者の布教を禁止した。キリスト教のグループの報告では、報告期間中に数回、地方当局はあたらしい町に移ろうとした、よく知られたキリスト教の牧師の居住許可の申請を却下したという。グループが言うのに、これは広く行われていることではなく、個々のコミュニティーや地元の当局によるという。いくつかの例では、地方当局はキリスト教への改宗者の NRC を没収したという。このようなことがあっても、キリスト教のグループの報告では主として仏教の地域においても教会員は増加しているという。

国家検閲当局は引き続き聖書、コーラン、その他のキリスト教やイスラム教のテキストの地元での刊行に特別な制限を行った。最も厄介な制限は、検閲者がキリスト教、イスラム教の文献での使用を認めようとしなかった、100 を超える、禁止語句のリストであり、「土

着の語句」として禁止されたり、仏教の文献で長く使用されたパリ語起源のものであった。同国のキリスト教やイスラム教のグループはこれらの語句を植民地時代から使用してきたのである。非仏教の宗教文書の翻訳・出版団体はこの制限に対して抗議した。このほか、検閲者は、彼等が非信者に対する暴力を是認している解釈した聖書の旧約聖書とコーランの節に反対することがあった。近年では、宗教文書を所持していた廉で逮捕、告発されたという報告はなかった。

当局は同国への聖書とコーランの輸入量を制限した。個人は引き続き、個人使用のために少量の聖書とコーランを持ち込んだ。当局が国境の入国地点でコーランの持ち込みを止めたり、没収したという報告はなかった。

キリスト教の神学校やバイブルクラスは、いくつかのイスラム教の高等教育施設と共に活動を継続した。これらの機関の中にはミャンマー教会審議会に登録していないものもあったが、政府の干渉を受けないで業務を行うことが出来た。政府は、2008年5月のサイクロン「Nargis」の後で行ったように、外国の宗教グループの会員が、人道的な支援の提供のために、同国に入国することを認めることがあった。

イスラム教徒の中には NRC と旅券を受け取るために多額の賄賂を払う者もあった。当局は Shan や Karen のような公認の土着民族グループの一に所属するものであると主張する回教徒に対して NRC の発行をしばしば拒否した。

全国回教徒や、中国人やインド人のような少数民族グループのあるものは、しばしば故郷を離れるために町の当局から前もって許可の取得を求められた。当局はどのような目的であっても Rohingya 族や回教徒の Rakhine 族の人間に旅行の許可を与えることがなかった。しかし、賄賂によって許可が入手されることはあった。非 Rakhine 族の回教徒はより大きな旅行の自由を認められた。ラングーンに居住する回教徒は Rakhine 州の Thandwe のビーチリゾートに行くことが出来たが、地域の軍司令官の署名を受けないとラングーンに戻ることが出来なかった。人によっては地元の当局に金をつかませて帰ることが出来たものもいた。Rakhine 州外に居住する回教徒は Rakhine 州の他の地域を訪問すると、しばしば、故郷への帰りの旅行を阻まれた。

当局は村長も含め回教徒の政府従業員がひげを生やすのを認めず、既にひげを生やしていた者で解雇された者もあった。

Rakhine 州の回教徒、特に Rohingya 少数民族グループの回教徒は最もひどい形の法的、経済的、教育的、社会的差別を引き続き経験した。伝えられるところでは、政府は Rohingya

の祖先が国の国籍法の求めに反して英国植民地支配の開始時に国内に居住しなかった為に **Rohingya** に対して市民の地位を認めなかった。**Rohingya** は英国の到着より数世紀も前から彼等の居住地にいたのだと主張した。2008 年 11 月に、国連の女性に対する差別の撤廃に関する委員会は、政府に 1982 年の市民権法を再検討するように促した。2008 年の 8 月と 2009 年の 2 月の同国への派遣が終了した後で、ミャンマーの人権状況に関する国連の特別報告者は、政府に対する差別的な法律と慣行の撤廃の要求の中で、特に **Rohingya** 族に言及した。バングラディシュの 2 つの難民キャンプに登録されている約 21,000 人の **Rohingya** 族の回教徒とこれらの難民キャンプの外に住んでいる約 200,000 人の **Rohingya** 族の回教徒は宗教的迫害を含め人権の濫用をおそれるという理由で帰国を拒否した。

Rohingya 族の回教徒は **NRC** の発行を受ける資格を持たない。本質的に不法な外国人として取り扱われているものの、彼等には外国人登録カード (**FRC**) は発行されていない。その代わりに、政府は国連難民高等弁務官 (**UNHCR**) と一緒に、大多数が **Rohingya** 族である、北部 **Rakhine** 州の無国籍者に対して臨時登録カード (**TRC**) を発行するというプログラムを継続した。報告期間の終わりに、**UNHCR** は約 385,000 人の 10 歳を超える無国籍者が **TRC** を所持していると予想した。当局は **TRC** を申請する回教徒の男性がひげのない写真を提出するように要求した。2009 年の 3 月 7 日から 12 日まで、国連難民高等弁務官は **Rakhine** 州を含む同国を訪問し、現在の人道問題のニーズに応えるための国連の努力を拡張することを約束した。

政府が中等教育を国民だけに制限しているので、市民の資格なしでは、**Rohingya** は国立学校での中等教育を受けることが出来ない。高等学校を終えた **Rakhine** 州出身の回教徒の学生はカレッジ、総合大学に通うために州外に行くことを認められない。当局は **NRC** を所有しない回教徒の大学生の卒業を引き続き禁止している。これらの学生は教室に出席し、試験を受けることは認められるが、**NRC** を所有していないので卒業証書を受けることが出来ない。「外国の」少数民族への所属を申し立てなければ **NRC** を入手できないのである。**Rohingya** はまた公務員職に就職できないのである。

2006 年に、著名なイスラム教の宗教団体が **Rakhine** 州平和・発展審議会の委員長、地区の軍司令官および宗務省に対して **Rakhine** 州の **Rohingya** のイスラム教徒にたいする結婚の制限を撤廃するように要請した。本報告期間の終了時点では彼等は回答を受け取っていない。

イスラム教徒の中には出生証明の取得に苦労した者もいた。**Rakhine** 州の **Sittwe** の地元当局者は、伝えられるところでは、2005 年に地域で生まれたイスラム教徒の幼児に対して、出生証明書の発行を禁止する、口頭での命令を発したという。ラングーンでは、回教徒は新生児に出生証明を取得するのが普通であるが、地方当局者は、両親の戸籍簿への幼児の

氏名の登録の許可を拒否した。Rakhine 州に戻った Rohingya の回教徒は子供の出生を登録しようとして困難に直面した。

Rakhine 州の Thandwe には、未だに元からの住民である回教徒が居住しているが、イスラム教徒の新来者は財産の購入や町への居住が認められない。当局はイスラム教徒が Gwa や Taungup に居住することを許可しなかった。

政府は全ての宗教グループのメンバーが他国の同宗教信者との絆を樹立し、それを維持することと、宗教目的で外国旅行をすることを許可したが、それは同国の制限的な旅券、査証発行慣行、外貨統制、および政府の監視の条件付きであり、このことは宗教に関係なしに全ての国民の国際活動にわたるものであった。政府は、メッカ巡礼を行う回教徒やインドのブダガヤに巡拝する仏教徒の厄介な旅券発行手続を早めることがあった。もっとも、巡礼の数は制限したが。推測では 2,000 人の回教徒が 2008 年にメッカ巡礼をしたが、これは 2007 年より 500 人少なかった。1,000 人以上の仏教徒が 2008 年にブダガヤに巡拝した。

非仏教徒は公共部門の上層部で引き続き雇用の差別を経験した。過去において局長以上のレベルに昇進した者は少数であった。ビルマ軍の中では宗教的排除または差別の政策の規定はない。しかし、少数のキリスト教徒が中佐の階級に昇進したと言われるが、軍隊で上席の地位を保持する非仏教徒は居なかった。最大の反対グループである、全国民主連盟 (NLD) の中央執行委員会にも非仏教徒は含まれていなかった。もっとも、大部分の宗教グループの間では NLD に対する広範な支持があるが。政府はイスラム教徒の軍への入隊を妨げ、少佐より上の階級への昇進を目指すキリスト教徒や回教徒の陸軍将校を上司は仏教に改宗するように勧めた。軍への入隊を希望した回教徒の中には、改宗こそ求められなかったが、宗教欄に「仏教徒」と記入しなければならなかったという。

宗務省は、過去において、宗教的建築物の建築や修復の許可は「地域の住民の意向次第である」と定めていたが、パゴダの建築と仏教徒の礼拝の場の増加の要求とのあいだには相関関係はないように見受けられた。政府はおおびらに仏教研修所を支援し、大きなキャンパスの建設に許可を与える。一般的にいて、大部分の地域において仏教グループは新しいパゴダ、僧院、コミュニティーの宗教会館の建築許可の取得に困難を覚えることはなかった。

裏通りか、その他の目立たない地域に小さな礼拝場所を建てようとするキリスト教とイスラム教のグループは地方当局から非公式の許可を受けてそうできるに過ぎなかった。地方当局や状況が変わると、許可は取り消され、当局が現存の宗教建築を取り壊すこともあつ

た。正式に申請しても、許可は大きく遅れ、大抵は却下され、たとえ許可されたとしても、より上の当局によって後に許可が覆ることもあった。

キリスト教のグループは、殆どの地域で、土地購入あるいは新しい教会の建築の許可の取得で引き続き難儀した。場合によっては、当局は教会がきちっとした財産所有証書を所有していないと主張して却下した。しかし同国の複雑な土地法と、大部分の土地に対して政府が所有権をもっているために、正式な土地所有権の入手は極めて困難であった。地域によっては現存の礼拝場所の修築の許可のほうを取得が簡単だった。Chin 州では、2003 年以降当局は新しい教会の建築の許可を下ろしていない。

2009 年 2 月に Kachin 州当局は、Myitkyina の Shatapru バプテスト教会が、メディアの報道によれば建物に対する正式許可を取得していないために、同協会の支援するキリスト教の孤児院の建築を差し止めた。教会筋が報道機関に語ったところでは、教会は許可を申請したが、許可取得のための正式な手続や指針が存在しないために、建設を進めたのだという。

回教徒にとって、モスクの内部の改装は場合によっては許可されることはあったが、新しいモスクを建てたり、現存のモスクを修繕する許可を取得することは依然として非常に困難であった。Mon 州の Mawlamyine と Rakhine 州の Sittwe、その他の地域のモスクは当局が日常の維持を許可しないので劣化を続けた。北 Rakhine 州では、モスクと神学校の建設と改築に対していくつかの制限が実施されている。Rakhine 州の地方の中には当局はモスクを封鎖し、回教徒のモスクでの礼拝を禁止した。北 Rakhine 州では政府の国境治安部隊がモスクに対する恣意的な「検査」を続け、モスクの職員に対してモスクを運営する許可を見せるように要求した。場合によって、モスクの職員が許可書を提示できない場合には、役人は会衆にモスクを取り壊すように命令したと言われる。

サイクロン「Nargis」の後で、当局はラングーンのただ一つのユダヤ教礼拝堂の管理人に対して嵐の被害の修復と建物の他の部分の復元を許可した。

信仰の自由のひどい取扱い

政府は引き続き仏僧（Sangha）を管理する努力を継続した。当局は「仏教に反し、有害な活動を理由に仏僧を裁判にかけ、刑事罰が強制する行動規範を課した。政府は躊躇無く、政府に反対する下級レベルの仏僧を逮捕し、刑務所に収監し、修道僧は聖職を剥奪され、俗人として扱われた。一般的に彼等は剃髪を認められず、修道僧の戒律に準じた食事を与えられなかった。他の政治犯と同様に彼等はぶたれ、重労働を強制された。

仏僧は政府によって言論と結社の自由に特別な制限を受けた。仏僧は政治に関する説教を行うことを認められなかった。法話は政治的見解を反映するような言葉、語句、話を含んではならなかった。政権は仏僧に対して政治、政党、政党の党員から距離を置くよう言った。政府は国家僧侶調整委員会の監督下に入る 9 つの修道会以外の僧侶の団体を禁止した。政府は全ての僧侶が政黨員になることを禁止した。

ビルマ政治犯支援協会（AAPP）によれば、報告期間の終了時において、約 200 人の僧侶が拘禁されており、その多くは 2007 年 9 月に行われた平和的な、民主化寄りのデモの後で逮捕された者であった。報告期間中に、政府は、他の政治犯と一緒に僧侶のある者を彼等の家族から離れた監獄に移し、訪問する親族が普通提供する基本的な生活必需品と医薬品の利用を制限した。

政府は 2007 年 9 月のデモに対する政権の激しい抑圧の時に起こった少なくとも 30 人の違法な殺害の責任者の調査、処罰の行動を取らなかった。政府は抗議に続いた起こった夜間の多数の家宅捜査で保安部隊が多数の居住者と僧侶を自宅から連れ去ったという報告に対する調査を行わなかった。

ビルマ AAPP は、僧侶が主導したデモに対する報復として、保安部隊が 2007 年 9 月 26 日と 12 月 31 日の間に少なくとも 52 の僧院を家宅捜査したと予想している。反政府活動家と僧侶達は兵隊が夜間に僧院に強制的に立入、催涙ガスを使用し、ゴム弾を発砲し、警棒と竹の棒で僧侶を叩いたと報告している。国際 NGO は、2007 年の 9 月から 10 月の間に少なくとも 150 人の僧侶が逮捕されたと報告した。

2009 年 4 月 22 日に当局は Twuntay 町出身の NLD のメンバーの U Chit Phay と U Aung Soe Wai が活動家の主導者の Aung San Suu Kyi の釈放のための祈りの集いを主導した後で、二人を自宅で逮捕した。毎週ラングーンの Shwedagon パゴダで集う、よく知られた火曜の祈りのグループと同じように、約 50 人の NLD グループが 4 月 21 日に Zee Phyu Gone 村のパゴダで祈りの会合を持った。その直ぐ後で、当局者は兩人を信仰に背く意図を持った行動と言論を禁止した刑法の第 295a に基づいて告発した。この告発は最長 2 年の拘禁刑つきである。

2009 年 3 月に U Gambira の兄弟と義理の兄弟 Aung Ko Ko Lwin と Moe Htet Hylan が移民法に基づいて重労働付きの 5 年の拘禁刑を宣告された。彼等は全ビルマ僧侶連合（ABMA）の創立一周年を記念する計画を作ったとされた後で、当局に逮捕された。U Gambira はその ABMA で主導的な役割を演じたとされた。

2009年2月20日に国のメディアは数人の僧侶を含めた6,313人以上の在監者に対する全般的な恩赦を発表した。釈放された在監者には当時の首相の Khin Nyunt からの施しの受取りを拒否したために2003年に逮捕された7人のラングーンの僧侶が含まれていた。ビルマ AAPP はまた U Kaythara (別名 U Kyaw Min Thet)、U Ingura (U Aye Tun Thar)、U Thireina (U Kyaw Moe)、U Marlaina (U Min Zaw Aung)、U Ardatesa (U Aung Ko)、U Takekanateya (U Maung Zaw)、U Damitika (U Tun Tun)、U Nandathiri (U Htay Ye Tun)、U Sandima (U Zaw Min Htet)の釈放も確認した。当局は最年配の在監の僧侶である Daw Ponena Mee を80歳で釈放した。

人権問題監視団員は、Maggin 僧院の主導者である Sayada Aindakaat は、U Sanda Wara も含めて、2007年に逮捕された他の僧侶と共に引き続き拘禁されていると考えている。

2009年1月28日に Irrawaddy 管区の Henzada 刑務所において、刑務所職員は、在監者に対して、僧侶の U Kelatha を囚人服を僧衣の格好で着ていたという理由で叩くように命令したという。当局は U Kelatha を2007年9月のデモの後で逮捕し、35年の拘禁刑を宣告していた。

2009年1月22日に北 Okkalapa 町の Thita Tharaphu 僧院の僧侶 U Arnanda が不明の原因で Insein 刑務所で死亡した。61歳だった。

2009年1月17日に当局は、U Gambira を Mandalay の Obo 刑務所から、ラングーンの北約1,200マイルの Sagaing 管区の Hkamti 刑務所に移した。U Gambira は一週間前のハンガーストラキを計画したと言われていた。2008年11月21日に当局は U Gambira を電子取引法、移民法および不法結社法に基づく違反等、数件の罪で有罪判決を宣告した。当局者は同人に68年の監禁刑の宣告をした。U Gambira と弟は2008年1月まで告発なしで拘禁された。当局は同人を2007年11月5日に、弟の Ko Aung Kyaw Kyaw を2007年10月17日に逮捕した。

2009年1月に当局がキリスト教のいくつかの家庭集会を定期的な礼拝を中止しなければ閉鎖させると脅迫したことが広く報道された。当局はこれらの家庭集会の主導者に対して礼拝を中止するという誓約書に無理矢理に署名させた。ラングーンにおいて少なくとも7つの家庭集会が閉鎖された。外国の新聞の報道によれば、ラングーンのイスラム教の僧侶も同様に私宅での集会における礼拝とコーランの朗読を中止するように言われたという。

2008年11月に政府は僧侶を含めた数人の活動家に対して宣告を下した。人権擁護・促進

団（HRDP）によれば、当局は U Thadamma を 2007 年の民主化要求デモに参加したと言って 2 年の拘禁刑を宣告した。その他、当局は Ngwe Kyar Yan 僧院の 6 名の氏名不明の僧侶に 11 年半の拘禁刑を宣告した。デモに続いた弾圧の中で、保安部隊はラングーンの Ngwe Kyar Yan 僧院を夜明け前に急襲し、推測では 70 名の僧侶を連れ去った。ジャーナリストと外国外交団の代表がラングーンの Ngwe Kyar Yan 僧院を訪れると、僧院の宿舍の床に竹造りの警棒、規制用の軍需品、割れた窓、血の海があった。

また、2008 年の 11 月に、海外新聞と亡命者メディアは 9 名の回教徒の活動家が Rakhine 州で刑の宣告を受けたと報道した。この逮捕については確認されていない。

2007 年 9 月の抗議と弾圧の、2008 年の一周年記念日前の何週間かに、保安部隊は、民主化活動への関与を疑われるラングーンと Mandalay の両市と Rakhine 州のいくつかの僧院を一時的に占拠した。

2008 年 9 月の、2007 年の抗議の一周年記念日の前夜に、国のメディアは、国家僧侶調整委員会は Chauk, Magwe 管区の全ての僧院と学校に指令を発し、修道僧に政治活動に参加しないように警告したと報じた。

AAPP は、2008 年 9 月 5 日に当局が Marlayon 僧院を急襲したと報じた。早朝に 20 名の者が僧院に入り、僧侶に対して床の上にうつぶせに伏すように命令し、建物を捜査し、僧院長を連れ去ったと報告した。数日後、僧院長は正式にこの話を否定した。

2008 年 8 月 23 日に当局はラングーンの Thardu 僧院の僧侶 U Damathara と U Nandara を逮捕した。当局者は彼等の逮捕を認めていないが、人権監視団員は彼等が将来の抗議に対する予防策として拘禁されたのだろうと考えている。両人は引き続き拘禁中のようである。

2008 年 8 月に国家僧侶調整委員会は公に、ラングーン管区の僧侶に対して、午後 10 時から午前 4 時の間に僧院を出ることを禁止した 2006 年の指令を忘れないようにと念を押した。その筋によれば、当局はこの政策を嚴重には施行していないという。

2008 年 8 月に当局は「宗教感情に対して計画的に、かつ悪意で、ショックを与えた」ために 9 人の修道僧に対して二年間の拘禁刑を宣告した。2008 年 7 月 15 日に警察はこれらの僧侶をラングーン駅で逮捕した。

2008 年 3 月 30 日に軍は Rakhine 州の Maungdaw でイスラム教の 11 名のコミュニティーの指導者を逮捕した。逮捕者の中には Maungdaw 地区のミャンマーイスラム教徒連盟の会長

の U Than Tun (aka Muhammad Solin)、コミュニティの指導者の Tun Aung 博士と地区の実業家の U Niramad が含まれていた。当局はこの逮捕について何らの説明も行っていないが、地区の住民はメディアに対して、逮捕は、地域でのイスラム教の政治活動の計画にたいして、政権の抱く妄想症の結果で起こったものであると思うと伝えた。かれらの状況について情報は出されていないが、報告期間の終了時に 11 名の主導者は引き続き拘束されたままであると信じられている。

2007 年 10 月に当局は Kaba Aye 僧院群の一つの僧院において僧侶たちを尋問し、Ngwe Kyar Yan 僧院の僧院長を含めた約 90 名の僧侶を勾留した。多くの見習僧が逮捕を逃れるためにそれ以前に僧院を出ており、又見習い僧を家に連れ戻した親もあった。2007 年 9 月 26 日に軍隊と警察がラングーンの少なくとも 6 つの大きな僧院を急襲し、Maggin 僧院の主導者である Sayada Aindakaat を含めて推測で 100 名の僧侶を逮捕した。

2004 年から、報告期間中を通じて、火曜の祈祷グループとして知られる、仏教の平信者のグループが Aung San Suu Kyi の釈放のために祈るために毎週、火曜日にラングーンの Shwedagon パゴダに集おうとした。当局は時に政権寄りの USDA を使ってグループがパゴダの敷地に入るのを阻止して、入り口の外で祈らせたり、叫び声を上げたり、手を叩いたりして彼等の祈りの声をかき消した。

2007 年 10 月 12 日の朝、火曜の祈祷グループの主導者の Naw Ohn Hla を短期的に拘禁した。当局はその日の遅くなってから彼女を釈放したが、一年間にわたってラングーンの近郊にとじこめ、火曜の祈祷グループを主導するのを妨げた。

2007 年 1 月に USDA のメンバーは、Naw Ohn Hla と火曜の祈祷グループがラングーンの Shwedagon パゴダに入ろうとするところを言葉を使って攻撃し、暴行した。証人の報告では、平服の約 100 人の人間が Naw Ohn Hla を取り囲み、彼女と他のメンバーに即刻退去するように要求したという。証人の証言では、彼等が断ると、USDA のメンバーが祈祷グループのメンバーの何人かを叩いたという。現場の制服警官は攻撃を止めようとせず、また、当局は事件を捜査せず、また Naw Ohn Hla の提出した苦情について追求もしなかった。

2006 年 7 月に Rakhine 州の Thandwe の当局は Wila Tha とその補佐の U Shwe Maw 村の仏教僧院の Than Kakesa を逮捕し、僧院を閉鎖し、59 人の僧侶と見習い僧は出ていくことを余儀なくされた。地元のその筋は、逮捕の理由は僧院長が当局の寄進と彼等のための宗教儀式の取り行いを拒否したからであると断言した。当局は僧院長が、僧侶や見習い僧に民主主義について語り、自分が NLD の支持者であり、数年前の Aung San Suu Kyi の訪問を支援したと語ったことで地区の安定を危険におとしめていると断言した。

引き続き、政府の当局者が特に農村地域で、仏教徒、非仏教徒に関わらず、仏教の聖堂、記念碑の建築、改築、維持のための政府後援のプロジェクトへの金銭、食物、資材の寄進を強制しているという同国のいろんな地域からの、信頼すべき報告があった。政府は自分たちが強制を用いたことを否認し、これらの寄進を仏教の徳を積むという考えと一致する「自発的な寄進」と称した。

改宗の強制

当局は改宗の強制のキャンペーンから手を引いたように見えるが、他の手段を用いて非仏教徒を仏教に改宗するようにうまい話で釣っている証拠が引き続き存在する。当局は Chin 族のクリスチャンに仏教の研修所や僧院の会合に出席を強要し、仏教への改宗を奨励した。Chin 族のクリスチャンは、地元の当局が、仏教徒の学生だけが出席できる学校を経営し、卒業者に官職への就職を約束したと伝えている。キリスト教徒は学校に出席するために仏教に改宗しなければならなかった。亡命した Chin 族の人権グループは政府当局者が Chin 族のクリスチャンの子供を仏教の僧院に入れ、宗教教育をおこない、両親が知らないうちに、あるいは同意なしに仏教に改宗させたと主張している。報告は政府がまた Sagaing 管区の Naga 族グループのメンバーに対して同種の手段で仏教への改宗を勧めようとしていると示唆した。

米国から拉致、または不法に連れ去られたか、または米国に戻すことを認められなかった米国の年少者の市民について改宗の強制の報告はなかった。

第 III 章 信仰の自由に対する社会の尊重の状況

仏教徒の優先的な処遇と南アジア人、特に Rohingya 族のイスラム教徒に対する広い範囲の偏見は多数派の仏教徒と少数派のキリスト教徒とイスラム教徒との間の社会的緊張の主要な原因であった。反ユダヤ的な行為については報告はなかった。

政府は少数の私立の学校と彼等の教科課程を厳重に管理した。同種の管理は仏教の僧院を基盤とする学校、キリスト教の神学校、および回教徒の神学校に及んだ。報告の期間中に、政府は個人教授を弾圧し、この慣行を禁止しようとした。個人教師で、NLD である Aung Pe は引き続き拘禁され、健康状態が優れないとされ、2005 年個人教授法に違反したとされて、三年の拘禁刑に服役している。

1994 年以来、仏教徒が Karen 国民連合 (KNU) から分離して親政府的な民主的 Karen 仏教軍 (DKBA) を結成してから、DKBA と、大部分がクリスチャンの反政府の KNU との間に軍事紛争が起きている。DKBA にはいくらかのクリスチャンが含まれ、KNU の中にも多くの仏教徒がいるといわれるが、2 つの Karen グループ間の軍事衝突は強い宗教的な含意があった。未確認の報告であるが、DKBA のメンバーがキリスト教に改宗した村民を引き続き追放しているとの報告があった。

第 IV 章 米国政府の政策

言論、出版、集会、外交官の旅行を含む移動への政府の制限は信仰の自由を含め同国の人権に関する時宜を得た、正確な情報の入手を困難にした。ひどい取扱いに関する情報の入手も、事が起こってから数ヶ月、あるいは数年を要し、しばしば確認が困難か、不可能であった。

合衆国政府は、全体的な人権促進政策の一部として、社会の全ての部門との接触を保ちながら、引き続き信仰の自由を促進してきた。報告期間中、米国大使館の職員は政府や軍の当局、個人の市民、学者、他の政府の代表者、海外実務家、メディアの代表と信仰の自由を改善することの重要性について話し合った。大使館の代表者は少数民族の宗教指導者を含めた仏教、キリスト教、およびイスラム教グループの主導者、神学学校の教授陣、およびその他の宗教関連団体や NGO と定期的に会合をもってきた。これらの会合にはグループ間に理解と寛容を樹立するための代理公使宅への定期的な招待も含まれる。

アウトリーチ活動と旅行を通じて、政権の当局者による妨害が無い場合には、大使館の代表は地元の NGO や宗教指導者に援助を提供し、孤立した人権問題 NGO や宗教指導者と情報を交換した。ビルマの民族グループと宗教の多くの構成員は大使館のアメリカセンターの英語と時事問題の研究に参加した。アメリカセンターは定期的に同国の信仰の自由の侵害に関する米国政府と NGO の声明書や報告書を翻訳し、訪問者の頻繁に居るセンターの図書館経由で配布した。米国政府は引き続き UNHCR の努力を支援し、移住・人口省と協働して公正に、賄賂や不合理な要求を受けないで、情報が文書化されていない Rohingya に対して TRC を発行してきた。更に、大使館は教育と教師の研修に関与する仏教、イスラム教、キリスト教の NGO と密接に協働してきた。

同国は 1999 年に始めて CPC (特に懸念される国) に指定され、一番最近では 2009 年 1 月 16 日に再指定された。国際信仰の自由法に基づく行動として、国務長官は同法の第 402 条 (c)(5)にしたがって 22 CFR 126.1(1)に言及された現行の継続中の武器禁輸を指定した。米国政府は人権侵害に関して同国に対して多くの金融、貿易の制裁を実施している。Tom Lantos

のビルマ軍事政権反民主的行動阻止（JADE）法の 2008 年 7 月の通過と法施行のための署名は更にこれらの制裁を強化するものであった。合衆国はまた国際金融機関による同政府への支援に反対し、他国の政府が同様の行動を取るように促した。合衆国の制裁には同国からの輸入の禁止、同国への金融サービスの輸出の禁止、政府に対する二国間援助の禁止、同国への武器の輸出の禁止、一般的な特惠と海外民間投資会社法と米国の同国への投資と輸出の支援のための米国輸出入銀行の金融業務の停止が含まれる。米国政府は同国との貿易の積極的な促進を終了し、高位の政府および軍の当局者とその直近の家族に対する査証の発行を制限し、合衆国における SPDC の資産を凍結し、合衆国の市民は 1997 年 5 月以降同国において新規投資活動に従事することを禁止されている。